愛媛県農業近代化資金融資要領

昭和 48 年９月１日施行
最終改正日：令和８年 10 月１日改正
（令和９年１月１日適用）

第１　目　　的

この要領は、農業近代化資金の融資に関する取扱いについて愛媛県農業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

第２　融資対象事業の内容等について

要綱第２のⅠの３、Ⅱの３及びⅢの３に掲げる資金使途についての具体的な取扱いについては、次のとおりとする。

１　建構築物等取得等資金

(1)　建構築物の造成

ア　附帯施設の範囲

融資対象となる附帯施設の範囲は、本体の施設が本来の機能を発揮するために必要欠くべからざるものとし、例えば電気施設、上下水道、従業員宿舎、事務所（その使用目的がもっぱら融資対象施設の運営のための事務の処理にあたる場合）、用排水施設及び車庫等とする。

この場合の所要経費については、本体となる施設の費用の一定割合に限定することなく、当該施設にとって真に必要と認められるかぎりにおいて事業費に含めることができるものとする。

イ　敷地の取得費

融資対象となる施設に必要な敷地の取得費は、当該施設に必要な最小限のものを事業費に含めることができるものとする。

ウ　その他

融資対象施設、例えば農舎に住宅等の対象外施設を併設する場合においては、借入希望者の設営等の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設たる部分に要する経費については、事業費として取扱いができるものとする。

(2)　農機具等の取得

ア　小農機具類については、多数をセットで購入する場合等金額が相当額に達する場合を除いては対象としないものとする。

イ　農用地改良造成用機具については、借入者の当該機具の利用計画等を勘案して慎重に取り扱うものとする。

２　果樹等植栽育成資金

(1)　対象となる果樹等の範囲

ア　果樹、オリーブ、茶、ホップ、桑及びアスパラガス

イ　花き・花木

花き・花木とは、次に掲げる観賞の用に供する草本又は樹木であって、生産ほ場段階において少なくとも２年以上の期間栽培することを目的とするものとする。

アヤメ類、シャクヤク、ユリ類、ラン類、キュウコンベゴニア、りんどう、ききょう、あおき、アカシア類、あじさい類、いぶき類、うつぎ類、うめ、エリカ類、かいどう、くちなし類、こでまり類、ごようまつ、さくら類、ざくろ、さざんか、しゃくなげ類、しょうじょうぼく、せんりょう、つげ、つつじ類、つばき、なんてん、ばいかうつぎ類、ばら類、ヒビスカス類、ひば類、ふじ類、べにうつぎ類、ぼけ類、ぼたん、まき類、もくれん類、もみじ類、もも、やなぎ類、むくげ類、その他知事が認めるもの。

その他知事が認めるものは、次に掲げるものをいう。

ストレリチア、ガーベラ、しゅっこんかすみそう、くろがねもち、うめもどき、かし類、きんぽうじゅ、きょうちくとう、さるすべり、すぎ類、そてつ類、ぢんちょうげ、にしきぎ、はなずおう、ひいらぎ類、みずき類、やし類、ゆずりは

ウ　永年性作物

永年性作物とは、生産ほ場段階において少なくとも２年以上の期間栽培することを目的とするものとする。

(ｱ)　薬用人参、オウレン、ミシマサイコ、センキュウ

(ｲ)　さとうきび

(ｳ)　ハーブ（食用又は加工用の原料又は材料として栽培するものに限る。）で知事が認めるもの

知事が認めるものとは、個別案件ごとに、必要かつ適当として利子補給承認と同時に認めるものとする。

(2)　貸付対象者

ア　(1)のアの貸付対象者は、当面融資の対象となる果樹の樹園地の面積（いわゆる未成園面積）又はその年の永年性植物の栽培面積が５アール以上である果樹等の栽培を行う者とする。

イ　(1)のイの貸付対象者は、花き又は花木を主要作目とする農業構造改善地区その他知事が花き又は花木の産地として育成することが適当と認める地域内の農業者であって相当の規模の栽培を行うものとする。

(3)　植栽費の範囲

植栽費の範囲は、園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等）、樹苗養成、播種又は定植に要する経費（種苗代、苗木代、雇用労賃、肥料代等直接的現金経費）とする。

(4)　育成費の範囲

育成費の範囲は、果樹等の育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

なお、融資対象となる育成期間はおおむね次のとおりとする。

区　　分	融資対象期間	区　　分	融資対象期間
かんきつ類	植栽後　７年	ホップ	植栽後　３年
その他の果樹	〃　　７年	桑	〃　　３年
オリーブ	〃　　７年	アスパラガス	〃　　３年
茶	〃　　７年		

(5)　融資方法

融資機関に対する借入申込みは、全育成期間を通ずる所要経費の額とし、具体的な融資に当たっては、育成期間中の各年ごとの融資希望額を明らかにさせたうえ、単年度ごとの必要経費の額を単位として融資する方法をとることとする。

また、この場合における県の利子補給承認は、上記の借入申込に応じ、全育成期間を通ずる融資額について一括してこれを行うこととする。

３　家畜購入育成資金

(1)　購入資金について

ア　貸付対象となる家畜

(ｱ)　牛、豚及び鶏

(ｲ)　めん羊（肉用素畜以外のもの）

(ｳ)　馬（競争の用に供するもの及び肉用素畜以外のもの）

(ｴ)　山羊

(ｵ)　特用家畜（あひる、あいがも、きじ等）

イ　貸付対象者

アに掲げるもののうち肥育牛、肥育豚及び鶏の購入を行う場合については、次の

(ｱ)及び（(ｲ)を満たす者に限ることとする。

(ｱ)　次のいずれかの地域において畜産経営を行う農業者であること。

①　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第６条第１項の規定により指定された農業振興地域（同法第４条第１項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として定められた地域）

②　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第19号）第２条の過疎地域

③　山村振興法（昭和40年法律第64号）第７条第１項の規定により指定された振興山村の地域

④　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の４第１項の規定により市町村計画が作成された市町の区域

(ｲ)　当該資金の借入者が次の①に掲げる飼養規模の目標に到達するため、②に掲げる飼養規模の拡大を行おうとするものであると認められること。

①　飼養規模の目標

肥　育　牛	常　時	５頭以上
肥　育　豚	常　時	120 頭以上
採　卵　鶏	常　時	成鶏3,000 羽以上
採　肉　鶏	常　時	5,000 羽以上

②　飼養規模の拡大（増加頭羽数）

肥　育　牛	２頭以上
肥　育　豚	30頭以上
採　卵　鶏	成鶏2,000 羽以上
採　肉　鶏	3,000 羽以上

ウ　貸付金額

肥育牛、肥育豚及び鶏の購入を行う場合、貸付金額を定めるに当たっては、貸付対象とすべき頭羽数は飼養規模の拡大に見合う増加頭羽数（肥育牛にあっては飼養規模の拡大に見合う増加頭羽数に飼養規模を維持するために購入することが必要な頭数を加えた頭数）とし、標準単価は、家畜の飼養の実態及び市場価格の状況を勘案して定めるものとする。

(2)　育成資金について

ア　貸付対象となる家畜

(ｱ)　牛（乳牛、繁殖用肉牛及び肥育牛）

(ｲ)　繁殖豚

イ　貸付対象者

(ｱ)　繁殖用肉牛の場合にあっては10頭（成畜を含む。）以上、繁殖豚の場合にあっては50頭（成畜を含む。）以上を飼養するものを優先する。

(ｲ)　肥育牛の場合にあっては、(1)のイの(ｱ)及び(ｲ)を満たすものとする。

ウ　育成費の範囲

育成費の範囲は、育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

肥育牛の育成の場合にあっては、貸付対象とすべき頭数は、飼養規模の拡大に見合う増加頭数に飼養規模を維持するために必要な頭数を加えた頭数とする。

エ　融資対象育成期間

融資対象育成期間は、おおむね次のとおりとする。

区　　分	融資対象期間	区　　分	融資対象期間
乳牛	生後　28 か月	繁殖豚	生後　16 か月
繁殖用肉牛	〃　　34 か月	肥育牛	24 か月

オ　融資方法

融資方法については、２の(5)に定める果樹等の育成資金の融資方法に準ずるもの

とする。

4　小土地改良資金

融資対象となる事業は、障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土地改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開田、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費とする。

なお、これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業と関連するものは、事業費に含めることができるものとする。この場合、未墾地の購入費が当該事業費の大部分を占めるときは、この限りでない。

5　農林水産大臣特認資金

要綱第２のⅠの３の(6)に掲げる資金のうち、特定農家住宅資金については次のとおりとする。

(1)　要綱第２のⅠの３の(6)のイの(ｱ)の②の知事が認めたものとは、地域計画農業者等又は認定農業者とする。

(2)　要綱第２のⅠの３の(6)のイの(ｱ)の④の知事が特に必要と認めた場合とは、次のような場合である。

ア　経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。

イ　新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。

ウ　集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。

6　農村環境整備資金

(1)　要綱第２のⅢの３の(6)に掲げる資金に係る施設のうち次に掲げるものの取扱いについては留意すること。

ア　下水道施設

下水道施設は、浄化槽、排水管等下水道事業に必要なものとする。

イ　農業管理センター

農業管理センターは、次に掲げる事業を総合的に行う施設であって、融資対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。

①　作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整

②　情報の収集及び伝達

③　技術及び経営に関する指導及び研修

④　農作物等に関する検査

⑤　農業機械の管理及び利用調整等

ウ　ガス供給施設

ガス供給施設は、充填タンク、充填装置、容器置場、車両、建物、構築物、ガスメーター等ガス供給事業に必要なものとする。

エ　農業者等健康増進施設

農業者等健康増進施設は農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農村広場施設とする。

(2)　附帯施設及び敷地の取得費

附帯施設及び敷地の取得費については、１の(1)のア及びイを準用するものとする。

第３　県知事による貸付限度額の承認に係る留意事項

要綱第２のⅠの４の(1)のイ及びⅡの４の(1)のイに規定する知事が承認する場合については、次の点に留意すること。

1　要綱第２のⅠの４の(1)のイの(ｸ)及びⅡの４の(1)のイの(ｸ)の施設園芸の施設の実面積とは、ガラス室、プラスチック・ハウス等の施設の面積（附属地の面積を除く。）をいうものとする。

2　農業を営む者が行う農作業の受託の事業及び稲作転換に係る内水面養殖事業等についても、勘案事項の一つとして取扱うことができるものとする。

第４　償還方法、償還期限及び据置期間等について

１　償還方法

償還方法は、原則として各年元本均等償還とし、償還金額は千円単位とする。なお、端数が生じる場合は、第１回償還で調整するものとする。

また、繰上償還に伴い償還計画を変更した場合も同様とする。

２　償還期限日の取扱い

償還期限日については、２月、５月、８月及び11月の各15日のうちから借受者の便宜を図りつつ一定の日を定めるものとする。

第５　融資率について

要綱第２のⅠの７、Ⅱの７及びⅢの７で規定する融資率のうち知事が特に必要と認める場合とは、当該事業が農業者等の経営の近代化に極めて緊要であり、かつ、自己資金が不足することのため関連施設のうち一部の施設を割愛し、又は施設を適当規模より縮小することとなり、この結果関連施設全体の効果が著しく低下するおそれがある等の真にやむをえない場合に限るものとする。

第６　事前着工届について

要綱第７の特別の理由とは、原則として当該作業機械が突発的に故障する等、農業経営に支障が生じる場合及び、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受けた事業（ただし、交付決定を受ける見込みの事業において指令前着工届を提出している場合を含む）の補助残事業費部分に農業近代化資金を充てる場合とする。

第７　利子補給承認手続

１　貸付限度額超過承認

要綱第２のⅠの４の(1)のイ及びⅡの４の(1)のイに規定する知事が承認する場合における承認申請にあっては、貸付限度額超過承認申請書（様式第一）に借入申込書等の写しを添付のうえ、地方局へ提出するものとする。

２　添付書類

借入申込書等に、事業内容等を勘案のうえ、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1)　詳細な事業費明細書又は見積書及び図面(建構築物造成の場合は平面・正面・側面図)

(2)　施設、機械器具等にあっては、年間利用計画書

(3)　農舎、貯蔵庫等で２階建の場合は、その利用計画書

(4)　団体名で借入れる場合には、団体の概要（要綱様式第３号）及び計画達成後の団体の概要（様式第二）

(5)　漁業と兼業の場合にあっては、漁業経営の概況（様式第三）

(6)　畜産関係事業にあっては、念書（要綱様式第２号の２）、計画達成後の経営概要（様式第四）及びふん尿処理に関する意見書（様式第五）

(7)　共同利用施設の場合にあっては、共同利用施設計画書（様式第六）

附　則

１　この通知は、令和８年10月１日から施行し、令和９年１月１日から適用する。

２　この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。